

平成15年 5月26日

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 迎 陽一 殿

「電力取引所の制度設計」に関する要望

大口自家発電施設者懇話会
理事長 石 黒 伸 一

大口自家発電施設者懇話会としては、市場の活発化が図られ、競争（経済性）メリットにより電気料金低減が達成されることを期待し、今後の詳細制度設計に向けて以下の通り要望を提出します。

【電力取引所に関する要望】

自由化進展のためにも、市場の活性化が一つの大きな課題と考える。

現時点では、売側は電力事業者、PPSや自家発・卸電気事業者など多くの事業者の参入が期待されるが、買側としては、電力会社とPPSの参加と想定され、現在の経済融通取引をみても分かるように大きな取引は期待できないのではないかと考えられる。買側の活性化のためにも、自家発を保有しており発電事業者という側面も持った自家発電事業者の活用を促せるルールとなることを期待する。

1. 取引所の組織に関するもの

- 1) 参加費は現在の経済融通なみを望む
- 2) 自家発電事業者を含め、広く参加できる資格要件（オープンな参加資格）とすることを望む
- 3) 発電事業者が直接購入できる市場の実現を望む
- 4) 取引データ（取引数量、取引者、取引単価）を取引所参加者に公開することを望む
- 5) 不公正取引を排除するためのモニター機能を望む
- 6) 重要情報（電源・流通設備・需要に関する停止・事故等）を取引所参加者に公平かつタイムリーに公開することを望む

2. 先渡し市場の商品メニューに関するもの

- 1) 自家発電設置者が、定修月の過不足を相互に補給する予備電力の融通を促進できるように、取引市場で「自家発電定修時の予備電力」が調達できることを望む
- 2) 生産状況等により発生する「余剰電力」をタイムリーに売却若しくは調達できることを望む
- 3) 細かな契約単位（1時間、1日、1週間、1ヶ月）を望む

3. 系統との関係に関するもの

- 1) 中立機関で定めた系統運用ルールを元に、取引所としての具体的な行動規範をあらかじめ定めることとされたい

4. 取引の監視に関するもの
 - 1) 必要に応じて調査・説明を求めることができる監査委員会を取引所内に設置することを望む
尚、監視委員会は学識経験者を中心とした利害関係者を含めた委員構成とすること
 - 2) 取引ルールに違反した者は公開されたい
5. その他参加しやすい市場を作るために
 - 1) 自家発電修時の先渡し市場における託送契約についても、1ヶ月単位、1週間単位等の複数の契約メニューを新設することを望む
 - 2) 長期固定電源（原子力・水力等）からの送電線は、託送料金計算から除外し、コストは全需要家に分散させることとされたい

以上